

令和5年 第3回  
豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年3月15日(水) 午後2時00分  
場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 15名 欠席委員 0名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 原尻 雄一  
係 員 工藤 俊夫 柴谷 孝俊  
農業振興課 甲斐 久満 鎌倉 誠

議事録署名委員の指名

13番 後藤 茂廣 14番 工藤 妙子

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第6号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第13号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、  
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (3) 議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、  
農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- (4) 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第19号 現況証明（非農地証明）について
- (8) 議案第20号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第3回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後2時19分)
-----	---

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 13番：後藤茂廣委員、14番：工藤妙子委員にお願いします。
-----	--

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第2回定例総会から本日の令和5年第3回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた3点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号5番の5案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第6号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

#### (4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第13号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは議案第13号の説明をさせていただきます。別冊の議案第13号をご覧ください。併せて概要書1ページと図面は1ページからお開きください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和5年3月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番及び番号2番の2案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>2番、緒方の麻生祐三子です。3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、農地法第5条の許可を取得せずに平成29年7月頃に土砂を敷いた土地であり、現況は資材置場となっているため、除外をお願いしたいとのことあります。</p>

	<p>変更後の農地区分は、甲種、第1種、第2種及び第3種農地いずれにも該当しない中山間地域等に存在する公共投資対象外の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種その他の農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のイの「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが認められないため許可できるもの」に該当します。</p> <p>農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となり、第2種のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。</p> <p>次に、番号2番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、亡父が農地法第4条の許可を取得せずに昭和51年に一般住宅を建築した土地であり、現況は宅地となっているため、除外をお願いしたいとのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は、甲種、第1種、第2種及び第3種農地いずれにも該当しない中山間地域等に存在する公共投資対象外の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種のその他の農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のイの「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが認められないため許可できるもの」に該当します。</p> <p>農地転用の許可の要否は、申請は必要なく現況証明して問題ないとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号3番の1案件を8番：小野伊八郎委員をお願いいたします。
8番委員	<p>8番の小野伊八郎です。3月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号3番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、自宅敷地が狭く、来客時の駐車場として整備したく除外をお願いしたいとのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は、公共投資された優良農地に該当するため、第1種農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のイの(ア)のb「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるもの。」に該当します。</p> <p>農地転用の許可の要否は、第4条申請が必要となり、第1種農地に該当し、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される事業に該当し、やむを得ず転用は可能であるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第13号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第13号の番号1番から番号3番の3案件について、「転用は可能である」との報告です。これから裁決します。議案第13号の番号1番から番号3番までの3案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	挙手全員です。

議 長	<p>挙手全員により、「議案第 13 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。</p> <p>次に、「議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは、議案第 14 号の説明をさせていただきます。3 ページの議案第 14 号をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和 5 年 3 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>（議案書に基づいて令和 5 年 3 月 16 日公告予定分を朗読）</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第 14 号の案件につきましては、1 番：三代忠佑委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。</p> <p>（1 番委員 退室）</p>
議 長	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第 14 号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、4 番委員。</p>
4 番委員	<p>4 番の木村です。ページで言いますと、16 ページから 17、18、19 あたりですが、賃借料をみると 10 a あたり ¥30,000 程度と、標準的な賃借料と比較すると高額な設定をされていまして、品目を見るとキクとあるのですが、何か品目特性による賃借料の影響等があるのでしょうか。</p>
農業振興課	<p>ご質問のありました件については、約 10 年前に大野町穴井東地区において、キク団地の整備の関係で、当時、農地保有合理化事業という事業がございまして、その事業でこの 3 社が地権者さんから借り受けた農地でございます。この度、契約から 10 年目ということで更新の時期を迎えた訳でありますけれども、農地保有合理化事業が廃止になりまして、農地中間管理事業で引き続き契約をするということで今回提案をさせていただいたものであります。ご指摘のありました農地の反価につきましては、当時の契約をそのまま更新している訳でありますけれども、この中には畑灌の水代も含まれて契約をされておりまして、その分も上乗せされて通常の反価よりも高く設定されているということでもあります。</p>
議 長	<p>他にありませんか。はい、11 番委員。</p>
11 番委員	<p>反収の高い作物については昔からそういうふうになっていたのではないのでしょうか。昔、たばこ作りの方が野津町から千歳町に来ていた時も、地元の人が普通野菜で反当 ¥10,000 くらいのところを、¥30,000、¥40,000 でしていました。一律ではいけないこともあると思います。キクも、そういったところも加味されているのではないのでしょうか。以上です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他に無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第</p>

事務局	<p>14号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>1番委員の入室を認めます。</p> <p>（1番委員 入室）</p>
議長	<p>次に、「議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>引続き同じ冊子の23ページ目をご覧ください。議案第15号でございます。</p> <p>今回、中間管理機構の貸借地にて配分替え等がございます。配分替えの計画につきましては、別の議案として提出いたしております。</p> <p>また、2月の定例総会の際にも申し上げましたとおり、基盤強化法の一部改正に伴いまして、配分替えの議案は、これまで、「農用地利用配分計画」と言う表現でご提案してまいりましたが、今回から、「農用地利用集積等促進計画」と言う表現に変わっておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、提案内容より読み上げます。</p> <p>農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和5年3月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>（議案書に基づいて農用地利用集積等促進計画（案）を朗読）</p> <p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第15号の案件につきましては意見を求められておりますが、15番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番：工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>（15番委員 退室）</p>
14番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第15号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14番委員	<p>挙手全員により、「議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。</p> <p>15番委員の入室を認めます。</p>

議 長	<p>(15 番委員 入室)</p> <p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後 2 時 51 分)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後 2 時 52 分)</p>
議 長	<p>次に「議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページ、あわせて概要書の 3 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 7 番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p>
7 番委員	<p>清川の衛藤講治です。3 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、市外在住のため農地の管理に苦慮しており、居宅の売却に伴い農地も手放したいと考えていました。譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。申請地は、譲受人が購入した居宅に近接する農地で、利便性も良いことから、居宅の購入と共に売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は 56 a となり、下限面積の 30 a を超えています。</p> <p>また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は農地を相続しましたが、農業を行っておらず、譲受人に管理をお願いしていました。譲受人は、近隣で営農している農家で、今回、譲渡人から買って欲しくないかと相談があり、自身の経営地に近く利便性も良いことから売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は 305 a となり、下限面積の 30 a を超えています。</p> <p>また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 12 番：三宮憲治委員にお願いいたします。</p> <p>12 番委員</p> <p>緒方の三宮憲治です。3 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、申請地は自宅から離れた場所にあるため、管理に苦慮していました。譲受人は、申請地付近で営農をしている農家で、今回、</p>

	<p>譲渡人からもらってくれないかと相談があり、申請地は自身の経営地に隣接していて利便性が良いことから、今回贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、109 a となり、下限面積の 30 a を超えています。</p> <p>また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 4 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、近隣で営農をする農家で、農業経営上、当該申請地の管理が難しいとの理由で、農業委員会を通してあっせんの申し出をしていました。譲受人はこれまで申請地の管理をしており、地元の農地利用最適化推進委員との調整を経て、今回売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は 72 a となり、下限面積の 30 a を超えています。</p> <p>また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番委員</p>	<p>次に、番号 5 番の 1 案件を 8 番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の小野伊八郎です。3 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが市外在住のため、近隣の方に管理を依頼していましたが、宅地の売却に伴い農地も手放したいと考えました。譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の宅地を購入しました。申請地は、譲受人が購入した物件に隣接する農地で、利便性も良いことから、宅地の購入と共に贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は 36 a となり、下限面積の 30 a を超えています。</p> <p>また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>14 番委員</p>	<p>次に、番号 6 番及び番号 7 番の 2 案件を 14 番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p> <p>大野の工藤妙子です。3 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 6 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は農地を相続しましたが、市外在住のため、農地の管理に苦慮していました。譲受人は、近隣で営農している農家で、以前より申請地の管理をしており、今回譲受人から譲ってくれないかと相談したところ、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、175 a となり、下限面積の 30 a を超えています。</p> <p>また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 7 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、市外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和 5 年 2 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は 2 a となり、指定農地の下限面積の 1 a を超えています。</p> <p>また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、</p>



議 長	<p>問題ないと認められました。 以上、報告します。</p> <p>次に、番号8番の1案件を11番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。</p>
11番委員	<p>千歳の廣瀬英雄です。3月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、市外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和5年2月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は7aとなり、指定農地の下限面積の1aを超えています。</p> <p>また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。 以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第16号の番号1番から番号8番までの8案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第16号の番号1番から番号8番までの8案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第16号の番号1番から番号8番までの8案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号8番までの8案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、概要書の11ページ、図面の10ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請者は、宗教法人極楽寺の住職で、法要・儀式等を寺で行っています。以前から、駐車場が近くになく、法要の際は、路上駐車をしている状況であり、近隣住民に迷惑をかけていることから、平成12年に農地法の許可を得ずに申請地の一部を駐車場として利用してきました。今回、今年の大法要を控え、更なる駐車場の確保が必要なことから、</p>

	<p>農地以外の場所も検討しましたが、条件的に適当な土地が申請地以外になく、また、申請地が農地で転用許可が必要であることが分かったため、是正のための申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が2分の1を超えないものに限る)に該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第17号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第17号の番号1番の1案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第17号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ、概要書の12ページ、図面の13ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号3番までの3案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さん他2名から譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は、申請地の近隣にある三重町菅生2391番1の土地を所有しており、■■■■が運営する、すがおこども園に駐車場として貸し付けていますが、現在の駐車場では手狭であるとの相談がありました。今後は、申請地を売買で取得した後に、貸駐車場用地として整備し■■■■に貸し付けすることで話がまとまったため申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請理由は、番号1番の案件と同じであります。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種のその他の農地に該当し、許可基準の11項</p>

<p>議 長</p>	<p>目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲渡人は譲受人の祖父です。譲受人は現在、賃貸住宅に夫婦と子どもの3人で暮らしていますが、将来のことを考えて、住宅の新築を計画しました。申請地を見つけて譲渡人と相談した結果、譲渡人も農業をしておらず、農地の管理に苦慮していたため贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>地区審査会の報告が終わりました。議案第18号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第18号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第18号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第19号 現況証明(非農地証明)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の5ページ、概要書の15ページ、図面の22ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号13番までの13案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号13番までの13案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番から番号4番の4案件をを3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
<p>3番委員</p>	<p>三重の後藤綾子です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、狭小な農地であったことから駐車場として整備した土地ですが、転用後20年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるものうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められると</p>

なりました。

次に、番号2番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。

申請地は、亡夫が農地法第4条許可を得て転用を行った土地で現況は駐車場となっておりますが、当時の許可証がなく地目変更ができないため申請したものです。

判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号3番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。

申請地は、亡父が農地法第4条許可を得ずに資材用倉庫を建築した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は宅地になっているため申請したものです。

判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。

周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号4番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。

申請地は、国道の拡幅工事に伴い収用された農地の残地で、狭小で条件が悪いことから耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

次に、番号5番から番号7番の3案件を10番：工藤幸市委員にお願いいたします。

議 長

10番委員

三重の工藤幸市です。3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。

申請地は、亡父より相続で取得しましたが、市外に居住していることから20年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号6番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。

申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せず植林を行った農地ですが、植林後20年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。

判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。

周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

<p>議 長</p>	<p>次に、番号7番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、傾斜があり狭小で耕作に不向きな農地であったため耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>7番委員</p>	<p>次に、番号8番及び番号9番の2案件を7番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p> <p>清川の衛藤講治です。3月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は耕作に不向きだったため、60年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号9番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せずに植林を行った土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は山林化しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号10番の1案件を6番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の渡邊丸美です。3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号10番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、亡母の隠居家を建て、宅地として整備した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は駐車場となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧を行い、土砂の流出がないよう施工しており、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号11番から番号13番までの3案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>

8番委員	<p>朝地の小野伊八郎です。3月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号11番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は亡母が農地法第4条第1項ただし書きの規定に該当するため農地転用を受けずに転用を行った土地ですが、現況は農業用倉庫が建っているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、農地法第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧を行い、土砂の流出がないよう施工しており、建物も境から離して建築しているため周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号12番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、耕作していた亡夫が地区の公民館の駐車場として提供した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は駐車場となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、砂敷き及び十分な転圧を行い、土砂の流出がないよう施工しており、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号13番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、耕作をしていた亡父が体調を崩し耕作することができなくなり、代わりに耕作できる人もいなかったことから耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第19号の番号1番から番号13番までの13案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第19号の番号1番から番号13番までの13案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第19号の番号1番から番号13番までの13案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第19号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号13番までの13案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第20号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお開きください。</p>

<p>議 長</p> <p>11 番委員</p> <p>12 番委員</p> <p>11 番委員</p> <p>事務局</p> <p>12 番委員</p> <p>14 番委員</p>	<p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。 はい、11番委員。</p> <p>反別の金額が安すぎるのではないかと気になりまして、無償ということなんですが、 現地の状況を聞かして欲しいと思います。</p> <p>申請者の父が亡くなって2、3年経っていて草が生い茂っているのと、法面が高い、 水利費が少し高い等あります。本人は若く農業経験のない女性とのことで、農地を所有 していても水利費等を払うのが大変だということで、もらってくれないかという相談と のことです。条件の良い農地というわけではないかなと思います。</p> <p>そういった条件をもう少し記載しないと、あっせんのようなのではないと思います。維持 管理に費用がかかるとか、現状を知らない委員には分からないと思いますので、内容を もう少し詳しく記載してもらわないと難しいと思います。以上です。</p> <p>はい。内容について、もう少しみなさまに分かりやすいような説明の仕方、記載をし ていきたいと思います。そして、こちらのあっせん案件については、緒方地区審査会 にてあっせん委員を決めたところでございます。2番：麻生祐三子委員と24番：高橋 正委員があっせん委員となっているわけでありましたが、高橋委員から借りてみたい人が いるのかがどうかという話が出ております。所有者の方とはとにかく手放したいとい うことなのですが、譲渡は受けたくないという話でした。</p> <p>貰い手が見つかるまで、維持管理費等もあるので誰かが作ってくれたらというところ で申請者に提案してみるというような話です。</p> <p>少しよろしいでしょうか。私も、毎回どこに対象地があるのかが分からないと思っ ているので、せめて地図はつけられないのかなと思うところもあります。詳細な場所は分 からずとも、大体この辺りなのかなと目安にはなるのかなと思います。現状では、より 地元詳しい方をお願いするかたちになろうかと思っております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。今後は、詳細にわたって記載することができるのであれば、対 応していただきたいということでございます。 無いようですので、質疑を打ち切ります。 幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等 で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。 それでは、番号1番の1案件を、2番：麻生祐三子委員と24番：高橋正委員にお願 いします。 なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました が、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員 さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支 援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>これもちまして、令和5年第3回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長 時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後3時48分)</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 13 番委員 後藤 茂廣

〃 14 番委員 工藤 妙子